

平成 3 0 年度

津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務

プロポーザル実施要項

(案)

津別町

1 目的

津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務を委託するにあたり、優れた技術提案を募り、津別町の要求する水準に最も適した設計者を選定し、当該業務の受託候補者を決定することを目的として地域限定公募型プロポーザルとして実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務

(2) 業務の内容

別紙「津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 実施するプロポーザル方式

津別町プロポーザル方式業者選定実施要綱（平成24年告示第84号）第2条第2号の規定に基づく、公募型プロポーザル方式とする。

(4) 履行期間

平成30年11月契約日から平成31年3月25日まで

(5) 業務の参考金額

21,448,800円以内（消費税等相当額を含む）とする。ただし、この金額は必ずしも見積もり合わせ時の予定価格となるものではない。

(6) 成果品

仕様書のとおり

(7) 業務の再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 参加の条件

(1) 次の要件をすべて満たしているものとする。

① 業務を実施する事業所において、北海道内に本社もしくは契約権限が付与された支店、営業所がある者で、過去10年以内に新築（改築）で2,000㎡以上の同種設計業務又は類似設計業務について、国や地方公共団体若しくは地方公共団体から指定等を受けた団体等から元請けとして契約した実績があること。

- ・ 同種業務：庁舎等設計業務
- ・ 類似業務：役場（役所）支所および合同庁舎（国の出先機関含む）、一般事務の執務空間を500㎡以上有する官公庁施設などに関する設計業務

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基

づく再生手続き開始の申し立てがなされた者でないこと。

- ④ 平成29・30年度津別町入札参加資格事業者の登録を行なっていること。
 - ⑤ 参加申込書を提出した日から契約締結日までに、国、事業所を置く地方公共団体及び津別町から指名停止の措置を受けていないこと。
 - ⑥ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
 - ⑦ 津別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) (1)の④の登録がされていない者は、次に掲げる書類を参加申込書と併せて提出することにより、登録されているものとみなす。
- ① 法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
 - ② 営業所表（別記様式第6号）
 - ③ 委任状（別記様式第7号。代理人を置く場合に限る。）
 - ④ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表および損益計算書並びに余剰金処分計算書。）
- (3) (1)、(2)の条件をすべて満たす事業者をグループの代表者として共同で提案する場合、グループの構成員は(1)の①については条件から除外する。

3 参加の意思表示

- (1) 参加に関する意思表示を、参加申込書（別記様式第5号）の提出により行なうこと。ただし、期限までに参加申込書を提出しなかったとき、または参加の条件を満たしていないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。
- (2) 提出期限 平成30年10月4日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 津別町 総務課 管財グループ
〒092-0292 北海道網走郡津別町字幸町41番地
TEL 0152-76-2151（内線211）FAX 0152-76-2976（代表）
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。ただし持参の場合は、津別町の休日を定める条例（平成3年条例第1号）に規定する町の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

4 事業者選定のスケジュール

(1) 受託事業者選定スケジュール

実施内容	期日	備考
参加申込書提出期限	平成30年10月4日（木） 午後5時まで（必着）	持参又は郵送
質問受付期限	平成30年10月10日（水） 午後5時まで（必着）	持参、郵送又は電子メール 様式は定めない
質問回答日	平成30年10月12日（金） 午後5時までに回答	電子メール
提案書類の提出期限	平成30年10月26日（金） 午後5時まで（必着）	持参又は郵送

提案説明日	平成 30 年 11 月 1 日（木） 午後 1 時から	詳細は後日通知
審査結果通知日	平成 30 年 11 月 2 日（金）	通知予定
契約締結日	平成 30 年 11 月上旬	詳細は後日通知

- (2) 提案書作成および提案書説明（プレゼンテーション）に参加する費用については、参加者の負担とする。

5 提案書等の提出方法及び作成方法

(1) 提出方法

- ① 提出期限 平成 30 年 10 月 26 日（金）午後 5 時まで（必着）
- ② 提出先 本要項 3 の(3)に定める提出先
- ③ 提出方法 本要項 3 の(4)に定める方法
- ④ 特記事項 提案書の提出時及び提出以後において、(3)に掲げる提出書類の他に追加資料等の提出を求めることがある。

(2) 作成方法

別紙「津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務プロポーザル様式集」（以下「様式集」という）のとおり

(3) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数	備考
委任状	別記様式第 7 号	2 部	代理人を置く場合
参加資格調書	[様式 1]	1 1 部	
担当技術者概要調書	[様式 2]	1 1 部	
価格提案書	[様式 3]	1 1 部	
業務実施スケジュール	[様式 4]	1 1 部	
事業の実施方針	[様式 5]	1 1 部	
技術提案書	[様式 6]	1 1 部	
LCC 提案書	[様式 7]	1 1 部	
全体配置の提案書	[様式 8]	1 1 部	

なお、提出された書類等は返却しない。

- (4) 上記の様式 1 から様式 8 については一綴りとし、提出部数のうち 9 部については、事業者の商号・名称、ロゴマーク、担当者氏名等、事業者を特定できる記載はしないこと。他の 2 部については、事業者がわかるよう適宜記載すること。また、それぞれ 1 部ずつはクリップ留めとし、ステープラー（ホチキス）留めなどの製本はしないこと。

6 業務に関する質問及び回答方法

- (1) 質問内容 実施要綱、仕様書、要求水準書、書類の作成及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価、審査及び提案の内容についての質問は一切受け付けない。なお、書式につ

いては特に定めませんが、質問書には質問者の商号又は名称及び回答送信先の電子メールアドレスを必ず記載すること。

- (2) 提出先 本要項3の(3)に定める提出先
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。いずれの方法でも平成30年10月10日(水)までに必着のこと。ただし持参の場合は、津別町の休日を定める条例(平成3年条例第1号)に規定する町の休日を除く午前9時から午後5時までとする。
(電子メールアドレス：tsubetsu_arc@sirius.ocn.ne.jp)
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、平成30年10月12日(金)午後5時までに電子メールにより回答する。その際、全ての質問に対する回答を全参加者宛に送信する。

7 審査の実施方針

- (1) 提案書及び提案説明(プレゼンテーション)の評価及び審査については「津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行なう。
- (2) 選定委員会は次表に定める評価項目に基づき審査し、優先交渉権者を選考する。

項目		主な評価事項	配点
実績	同種・類似事例	用途(庁舎・事務室)、規模など適正かつ、優れた建物であるか	非公表
体制	主任技術者	資格、同種・類似の実績があるか	非公表
	担当技術者	同種・類似の実績があるか	
提案内容	スケジュール	綿密な打ち合わせに配慮された、的確な工程となっているか	非公表
	事業方針	津別町の現状・課題をよく理解した方針となっているか	非公表
		基本構想・基本計画に沿った提案となっているか	非公表
	町民・職員が利用しやすい庁舎の提案	的確な動線計画、ユニバーサルデザイン導入、ワンストップサービスなど熟慮された提案となっているか	非公表
		高い防災機能、複合庁舎のメリット、スペースの有効利用などを具体的な提案がなされているか	非公表
	高い環境性能とコスト抑制の提案	エネルギー効率に優れかつ再生可能エネルギーの導入、低ランニングコストが意識された提案となっているか	非公表
建設コストの抑制にのみならず、高いメンテナンスフリー性、耐久性、維持費の掛からない提案となっているか		非公表	

	木のまちにふさわしい庁舎の提案	下地や見え掛かり部分に木材の利用、とりわけ地場生産材の使用に配慮された提案となっているか	非公表
		地元産業の振興に配慮された提案となっているか	非公表
	提案書説明	プレゼンテーションにおける趣旨説明や質疑に対する応答が明解で、取り組み意欲が感じられるか	非公表
	総合評価	業務に当たる姿勢、提案内容、プレゼンテーションから見る意欲など総合的に判断	非公表
合 計			100 点

※価格提案書の内容については、個別の評価項目として数値化しない

- (3) 提案説明（プレゼンテーション）に係る詳細については、「津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務提案説明時の留意事項」（後日配付）のとおりとする。

8 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類は提出期限以降の変更はできないものとし、原則として返却しない。
- ② 提案書等の著作権は提出者に帰属するものとし、町は本プロポーザルに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存等を行なうこととする。
- ③ 町は本プロポーザルに係る事務処理以外についても、説明責任および情報公開の観点からその内容を公開することがある。ただし不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明示し、開示可能な書類を追加提出すること。

(2) 欠格事由

- ① 提出書類がその提出期限に遅れた場合
- ② 許容された表現方法以外の表現が使用されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 選定結果に影響を与えるような行為があった場合

- (3) 費用の負担 提案書等の作成及びその提出等に関する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 提案説明（プレゼンテーション）の公開

提案説明（プレゼンテーション）の当日は、一般公開形式とすることを想定している。なお、傍聴者は意見、質疑等の発言は出来ないものとし、採点等の評価行為は行わないこととする。

9 業務委託先の決定

町は、選定委員会により選考された優先交渉権者と委託契約に係る詳細協議を行い、協議が成立した場合に契約締結の手続きを行なう。協議が成立しなかった場合又は契約締結までに優

先交渉権者が失格した場合は、選定委員会において次位の者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

10 その他

- (1) 資料の貸与 津別町の条例、規則、要項等及び各種計画、指針等についてはインターネット上で閲覧できるものは、原則として貸与を行わないが解像度等が低く閲覧に支障がある場合は貸与する。貸与可能な資料は仕様書に掲げるものとし、その返却日は提案説明（プレゼンテーション）の日とする。
- (2) 選考委員会の委員は非公開とする。また参加者の選考委員への接触を禁じる。